

福岡市公報

令和2年4月30日 第6670号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

人事委員会

○福岡市職員の採用試験及び採用選考の実施（公告第2号）…………… 1

人事委員会

福岡市人事委員会公告第2号

地方公務員法第18条第1項の規定に基づき、次のように福岡市職員の採用試験（上級及び消防吏員A）及び採用選考（獣医師、助産師、保健師、管理栄養士、海技及び社会人経験者）を実施する。

令和2年4月30日

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

1 募集区分及び採用予定人員

(1) 試験区分

① 定期採用

ア 上級行政事務

- (ア) 行政（一般） 60人
- (イ) 福祉 2人
- (ウ) 心理 2人

イ 上級行政技術

- (ア) 土木 25人
- (イ) 建築 12人
- (ウ) 電気 9人
- (エ) 機械 5人
- (オ) 造園 2人
- (カ) 衛生管理（食品） 5人
- (キ) 衛生管理（環境） 3人
- (ク) 衛生管理（動物） 4人

(ク) 文化財専門職	2人
ウ 消防吏員A	22人
② 早期採用	
ア 上級行政事務 行政（一般）	25人
イ 上級行政技術	
(ア) 土木	8人
(イ) 建築	2人
(ウ) 電気	3人
(エ) 機械	3人
(オ) 衛生管理（食品）	3人
(2) 選考区分	
① 定期採用	
ア 獣医師	4人
イ 助産師	2人
ウ 保健師	11人
エ 管理栄養士	1人
オ 社会人経験者	
(ア) 行政	
a 一般	6人
b ICT	4人
(イ) 社会福祉	10人
(ウ) 建築	1人
② 早期採用	
海技（機関）	1人

(注1) 採用予定人員は、変更になることがある。

(注2) 上級行政事務（行政（一般））及び社会人経験者（行政）については、点字による受験ができる。

(注3) 平成31年度までは「衛生管理（食品）」は「衛生管理A」、「衛生管理（環境）」は「衛生管理B」という名称で実施していた。

2 職務の概要

(1) 上級行政事務

① 行政（一般）

市長部局，教育委員会，水道局，交通局等で事務に従事

② 福祉

市長部局等で福祉に関する相談・指導，生活保護等の業務に従事

-
- ③ 心理
市長部局等で心理判定や福祉等の業務に従事
 - (2) 上級行政技術
 - ① 土木、建築、電気、機械及び造園
市長部局、教育委員会、水道局、交通局等で施設及び設備の設計、施工監督、維持管理等の業務に従事（土木、電気及び機械は、深夜勤務を含む交替制勤務になる場合がある。）
 - ② 衛生管理（食品）
市長部局、教育委員会、水道局等で食品衛生監視、環境衛生監視、公害監視、水質検査等の業務に従事
 - ③ 衛生管理（環境）
市長部局、教育委員会、水道局等で環境衛生監視、公害監視、水質検査等の業務に従事
 - ④ 衛生管理（動物）
動物園等で動物の飼育管理、保護・繁殖、調査研究、環境教育の企画・普及啓発等の業務に従事
 - ⑤ 文化財専門職
経済観光文化局において、発掘調査及び歴史・文化財関連の業務に従事
 - (3) 消防吏員A
消防署等で原則として深夜勤務を含む交替制勤務の消防業務に従事（女性については、現行の法令上、従事できる業務に制限がある。）
 - (4) 獣医師
動物愛護管理センター、食肉衛生検査所、動物園等で獣医師等の業務に従事
 - (5) 助産師
保健福祉センター等で母子保健事業等に従事
 - (6) 保健師
保健福祉センター等で保健師等の業務に従事
 - (7) 管理栄養士
保健福祉センター等で管理栄養士の業務に従事
 - (8) 海技（機関）
港湾空港局で船舶の運航業務（志賀島航路、玄界島航路、能古航路等に配置され、交替で早朝便や深夜便の勤務がある。）に従事
 - (9) 社会人経験者
 - ① 行政（一般・ICT）
市長部局、教育委員会、水道局、交通局等で事務に従事
 - ② 社会福祉
-

市長部局等で福祉分野における相談・援助、指導業務等に従事

③ 建築

市長部局等で建築構造に関連する業務等に従事

(注) 外国籍の者は、採用後、担当できる職務等に制限がある。

3 受験資格（資格要件）

次の(1)から(3)までの要件を満たす者

(1) 各募集区分の受験資格（資格要件）に該当する者

① 定期採用

ア 上級行政事務（行政（一般））

次のいずれかに該当する者

(ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

a 大学（短大を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

b 人事委員会がaに掲げる資格と同等の資格があると認める者

イ 上級行政事務（福祉）

社会福祉主事の被任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

a 大学（短大を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

b 人事委員会がaに掲げる資格と同等の資格があると認める者

ウ 上級行政事務（心理）

平成3年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 大学（短大を除く。）において心理学を専攻し、卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

(イ) 大学院において心理学を専攻し、修了した者又は令和3年3月31日までに修了見込みの者

(ウ) 人事委員会が(ア)又は(イ)に掲げる資格と同等の資格があると認める者

エ 上級行政技術（土木、建築、電気、機械、造園及び衛生管理（環境・動物））

次のいずれかに該当する者

(ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

a 大学（短大を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

- b 人事委員会が a に掲げる資格と同等の資格があると認める者
- オ 上級行政技術（衛生管理（食品））
食品衛生監視員の被任用資格を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者で、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (イ) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
- a 大学（短大を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- b 人事委員会が a に掲げる資格と同等の資格があると認める者
- カ 上級行政技術（文化財専門職）
平成3年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 大学（短大を除く。）において考古学を専攻し、卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- (イ) 大学院において心理学を専攻し、修了した者又は令和3年3月31日までに修了見込みの者
- (ウ) 人事委員会が(ア)又は(イ)に掲げる資格と同等の資格があると認める者
- キ 消防吏員A
次のいずれかに該当する者
- (ア) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (イ) 平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
- a 大学（短大を除く。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- b 人事委員会が a に掲げる資格と同等の資格があると認める者
- ク 獣医師
昭和60年4月2日以降に生まれた者で、獣医師の免許を有するもの又は令和2年度に実施される国家試験で取得見込みのもの
- ケ 助産師
昭和60年4月2日以降に生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は令和2年度に実施される国家試験で取得見込みのもの
- コ 保健師
平成2年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和2年度に実施される国家試験で取得見込みのもの
- サ 管理栄養士
平成2年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士の免許を有するもの又は令和2年度に実施される国家試験で取得見込みのもの
- シ 社会人経験者

(ア) 行政（一般・ICT）

昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、令和2年4月30日現在、民間企業等における職務経験を直近10年中7年以上有するもの

(イ) 社会福祉

昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、令和2年4月30日現在、次の全てに該当するもの

- a 社会福祉士、精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を有する者
- b 社会福祉施設、医療機関等において相談・援助の業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する者
- c 社会福祉士、精神保健福祉士又は臨床心理士の登録後に社会福祉施設、医療機関等において相談・援助の業務に従事した職務経験を直近8年中3年以上有する者

(ウ) 建築

昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、令和2年4月30日現在、次の全てに該当するもの

- a 一級建築士の資格を有する者
- b 大型建築物等の構造設計の業務に従事した職務経験を5年以上有する者
- c 建築関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する者

② 早期採用

ア 上級行政事務（行政（一般））

次のいずれかに該当する者

(ア) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

- a 大学（短大を除く。）を卒業した者
- b 人事委員会がaに掲げる資格と同等の資格があると認める者

イ 上級行政技術（土木、建築、電気及び機械）

次のいずれかに該当する者

(ア) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

- a 大学（短大を除く。）を卒業した者
- b 人事委員会がaに掲げる資格と同等の資格があると認める者

ウ 上級行政技術（衛生管理（食品））

食品衛生監視員の被任用資格を有する者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

- a 大学（短大を除く。）を卒業した者

b 人事委員会が a に掲げる資格と同等の資格があると認める者

エ 海技（機関）

昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、5級以上の海技士（機関）の免許を有するもの

- (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者
- (3) 次のいずれかに該当する者（ただし、消防吏員Aは①に限る。）
 - ① 日本国籍を有する者
 - ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- 4 第1次試験（選考）の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年6月28日（日）午前9時集合
 - (2) 場所
 - ① 福岡会場
福岡市東区松香台二丁目3番1号
九州産業大学
 - ② 東京会場
東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
立教大学 池袋キャンパス

（注）東京会場では、点字による受験はできない。
- 5 第2次試験（選考）
第1次合格者を対象に行う。
- 6 最終合格者発表
定期採用については令和2年9月中旬（社会人経験者については10月中旬）、早期採用については8月下旬に最終合格者の受験番号を福岡市人事委員会事務局前に掲示するとともに、最終合格者に結果等を文書で通知する。
- 7 最終合格者の名簿への登載
 - (1) 採用試験
試験区分ごとに得点順に採用候補者名簿に登載する。
 - (2) 採用選考
選考区分ごとに選考合格者名簿に登載する。
- 8 採用予定日
 - (1) 定期採用
原則、令和3年4月1日
 - (2) 早期採用
原則、令和2年10月1日

9 給与

- (1) 上級行政事務, 上級行政技術 月額 197,230円
- (2) 消防吏員A 月額 210,210円
- (3) 獣医師 月額 218,900円
- (4) 保健師 月額 205,920円 (大学卒業の場合)
- (5) 助産師 月額 205,920円 (大学卒業の場合)
- (6) 管理栄養士 月額 197,230円 (大学卒業の場合)
- (7) 海技 月額 160,820円 (高校卒業の場合)
- (8) 社会人経験者 月額 283,360円 (4年制大学卒業後職務経験8年(採用時年齢30歳)の場合)

上記の給与の額は、いずれも給料に地域手当を加算したものであるが、このほかに給与関係の条例, 規則等の定めるところにより、扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 期末・勤勉手当(賞与)等が支給される。また、経験年数等を有する者は一定の基準で加算されることがある。

採用されるまでに給与関係の条例, 規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによる。

10 受験手続

(1) 申込書の配布

申込書は、令和2年5月1日(金)から福岡市人事委員会事務局, 情報プラザ, 各区役所情報コーナー, 入部出張所, 西部出張所, 東京事務所及び県民情報センターで配布する。

(2) 申込みの受付

① 社会人経験者の選考区分

申込方法は電子申請のみで、受付期間は令和2年5月1日(金)午前9時から5月19日(火)午後5時(受信有効)まで。併せて所定の職務経歴書及び面接票を5月19日(火)(消印有効)までに必ず特定記録又は簡易書留郵便により郵送すること。

② 社会人経験者以外の試験(選考)区分

ア 電子申請の場合

受付期間は令和2年5月1日(金)午前9時から5月19日(火)午後5時(受信有効)まで

イ 郵送の場合

受付期間は令和2年5月1日(金)から5月21日(木)(消印有効)まで(必ず特定記録又は簡易書留郵便により郵送すること。)

③ 申込先

福岡市人事委員会事務局任用課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号